

大阪市教育委員会
委員長 池田 知隆 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 松本 和彦

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 20 年 7 月 7 日付け大市教委第 1209 号等別表 1 から 4 までの（あ）欄に記載の各諮問書により諮問のありました 3 件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った別表 1 から 4 までの（い）欄に記載の各決定（以下「本件各決定」という。）は、結果として妥当である。

ただし、当審議会は、実施機関の不適切な公文書管理を是認することはできないことから、今後、適正化に努められるよう強く要望する。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 20 年 3 月 12 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「請求者にかかる出勤簿（H 9 年度～H 16 年度）」の開示請求（以下「本件請求 1」という。）及び「請求者にかかる病気休暇願い及びその処理（〇〇小学校）H 14. 〇. 〇の分、H 14. 〇. 〇～〇. 〇の分、H 15. 〇. 〇、リフレッシュ休暇願い及びその処理 H 14. 〇. 下旬」の開示請求（以下「本件請求 2」という。）を、また、平成 20 年 5 月 7 日、同項に基づき、実施機関に対し、「請求者にかかる年休届 H 15、16 年度、休暇願い H 15、16 年度 既開示分を除く、職免願い H 15、16 年度、学校日誌の記載部分 H 15、16 年度」の開示請求（以下「本件請求 3」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、前記の各開示請求のうち、本件請求 1 及び 2 については、別表 1 及び 2 の（お）欄に記載の各情報を本件請求 1 及び 2 に係る情報として特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、各表の（い）欄に記載の開示決定（以下各々「本件決定 1」及び「本件決定 2」という。）を行った。

また、本件請求 3 については、別表 3 の（お）欄に記載の情報を本件請求 3 に係る情報として特定し、条例第 23 条第 1 項に基づき、同表の（い）欄に記載の開示決定（以下「本件決定 3」という。）を行うとともに、別表 4 の（お）欄に記載の情報も本件請求 3 に係る情報として特定した上で、同表の（お）欄の情報を保有していない理由を同表の（か）欄のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、同表の（い）欄に記載の不存在による非開示決定（以下「本件決定 4」という。）を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 6 月 9 日及び同年 7 月 31 日に、本件決定 1 から 4 までの

各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づく異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 文書の保存と廃棄について

大阪市立学校において保有する公文書の管理については、大阪市公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号。以下「公文書条例」という。）、大阪市公文書管理条例施行規則（平成 18 年大阪市規則第 65 号。以下「公文書規則」という。）及び大阪市立学校文書規則（平成 13 年大阪市（教）規則第 9 号。以下「学校文書規則」という。）により定められている。

大阪市立学校における年休整理簿及び職員諸願届出書類の保存年限は、学校教育法施行規則第 28 条第 2 項の規定に基づき、学校文書規則第 18 条に定める文書分類表により、5 年と規定されている。

2 校外研修中の職員諸願届出書類及び出勤簿等の取扱いについて

実施機関は、学校教育の充実を図っていくためには教員の資質向上が不可欠であることから、指導力を発揮できず、子どもたちの教育への責任が果たせていない教員を「支援を要する教員」と定義し、「指導力不足教員」又は「適格性に問題のある教員」と認定された者に対しては、ステップアップ研修を実施している。ステップアップ研修には、学校内で実施する「校内研修」と、社会教育施設等において実施する「校外研修」がある。

校外研修期間中、教員は在籍校を離れ、実施機関が所管する資質向上推進室において研修を受講するため、出勤簿は学校から資質向上推進室に送付される。当該職員が出勤する際は、資質向上推進室内の出勤簿に押印し、休暇等により出勤簿上に処理が必要なときは、教育委員会事務局職員が出勤簿上に手書きで当該処理を記入する。3 か月分記入できる出勤簿が一通り完結すると、資質向上推進室から在籍校に返送され、出勤簿上の手書きの処理は、学校内にて改めて正しく表記され、保存管理される。出勤簿が資質向上推進室に届くまでの間は、便宜上、仮出勤簿を作成したうえで押印し、出勤簿が届いた後は、それまでの間の仮出勤簿の態様を転記することとしている。

また、教員が休暇の取得や職務免除を申請する場合は、在籍校長に対して、電話等により口頭で承認を得ることとしており、その後、年休整理簿等に本人が記入押印したうえで在籍校へ送付し、在籍校で文書を保存管理する手続きになっている。

なお、異議申立人は、平成 16 年〇月〇日付けで「指導力不足教員」及び「適格性に問題のある教員」と認定され、同年〇月〇日から〇月〇日までの間、在籍校を離れ、資質向上推進室において校外研修を受講していた。

(1) 本件請求 1 に係る出勤簿（平成 14 年度～平成 16 年度）について

異議申立人は、異議申立ての理由として、「出勤簿の一部（平成 15 年度末の平成 16 年〇月〇日から〇月末日まで）の開示がないため、この部分の出勤簿の開示を求める。」と主張している。

当該出勤簿における平成 16 年〇月〇日から同年〇月〇日までの出勤簿の状況を検分すると、押印や処理印の形跡はなく、空白となっている。本来であれば異議申立人が資質向上推進室に出勤した際には、自らの出勤簿に押印するが、学校から資質向上推進室への出勤簿の送付が〇月〇日までに間に合わなかったため、出勤簿で

はなく、仮出勤簿に押印することとなった。ところが何らかの事情で学校に保管されている出勤簿が資質向上推進室へ送付されないまま放置され、仮出勤簿の態様が出勤簿へ転記されなかったために、同期間の出勤簿は空白となっている。

なお、当該期間の勤務状況について、校外研修中に教育委員会事務局職員が当該教員に係る日々の研修内容や指導内容、進捗状況等を記載する指導記録により、出勤及び休暇の勤怠は把握できるものの、仮出勤簿については現存していない。

(2) 本件請求2に係る別表2の(お)欄に記載の情報について

異議申立人は、本件請求2において、病気休暇願(平成14年〇月〇日、平成14年〇月〇日から〇月〇日まで、平成15年〇月〇日)及びリフレッシュ休暇願(平成14年〇月下旬)の開示を求めていた。出勤簿や学校日誌と突合したところ、平成14年〇月〇日及び〇月〇日は出勤し、平成15年3月21日は祝日のため、異議申立人はそれぞれ病気休暇を取得していないことが明らかであったが、平成14年〇月〇日から〇月〇日までには病気休暇を取得しているにもかかわらず、当該病気休暇願は学校にて保存管理されていなかった。なぜ、出勤簿等で処理がなされているにもかかわらず、病気休暇願が存在しないのかについて関係者に確認したが、何らかの事情で廃棄書類に混入し気付かないまま廃棄したか、口頭で承認し出勤簿等の処理をした後、学校が異議申立人の作成した病気休暇願の収受に至らないまま放置されていたか、いずれかであると考えられる。

(3) 本件請求3に係る職員諸願届出書類の存否について

校外研修中に作成された職務専念義務免除願(平成16年〇月〇日分、〇月〇日分及び〇月〇日分)及び夏期休暇願(平成16年分)については、異議申立人以外の職員諸願届出書類は在籍校で保管されている。ところが、出勤簿もしくは指導記録で確認したところ、異議申立人は平成16年〇月〇日、〇月〇日及び〇月〇日に職務専念義務の免除を受けており、平成15年度及び平成16年度に夏期休暇を取得していたが、異議申立人分については、何らかの事情で廃棄書類に混入し気付かないまま廃棄したか、口頭で承認し休暇等の処理をした後、学校が異議申立人の作成した文書の収受に至らないまま放置されていたか、いずれかであると考えられる。

また、平成15年度の夏期休暇取得に関する文書については、〇〇小学校管理職に確認したところ、以下「3 公文書誤廃棄の顛末」に記載の事由により、保存年限内であるにもかかわらず保管されていないとのことであった。

3 公文書誤廃棄の顛末

本件請求3を受けた後、〇〇小学校管理職に対し、異議申立人に係る年休整理簿及び既開示分を除く各種職員諸願届出書類の全てを提出するよう指示したところ、校内にて保管している年休整理簿及び職員諸願届出書類は、年休整理簿(平成16年度)及び職務専念義務免除願(平成16年〇月〇日分、平成16年〇月〇日分及び平成16年〇月〇日分)のみであることが判明した。管理職に事情を確認したところ、本来ならば平成21年4月以降に廃棄処理すべき書類を誤って平成20年4月までに廃棄してしまったのではないかとのことである。教職員人事担当の職員も校内で何度も探索したが、平成15年度に係るこれらの勤怠関係の公文書は全て発見できなかった。

4 結語

本件各決定は、条例第23条第1項又は第2項の規定による公正妥当なものであ

り、本件申立ては理由がないものと思料する。

なお、公文書の誤廃棄については、今後の再発防止を徹底しなければならないものであり、公文書誤廃棄が判明した後、各学校に対し条例及び学校文書規則の周知を指示し、その再発防止の徹底を図っているところである。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

- (1) 別表1及び2の(え)欄に記載の開示請求したもので未開示のものの開示を求める。
- (2) 別表3の(え)欄に記載の開示請求したもののうち、開示の無いものがあるため、未開示のものの開示を求める。
- (3) 別表4の(い)欄に記載の決定を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 本件決定1に対して

校外研修を受けていた資質向上推進室において、担当主任の指示で出勤簿ではなく仮出勤簿に押印していたので、自分の出勤簿に出勤した旨の記載がないのはおかしい。

当時の出勤状況を示す出勤簿の一部(平成16年〇月〇日から〇月末日までの勤務状況)(以下「本件情報1」という。)の開示が無いため、この部分の出勤簿の開示を求める。

(2) 本件決定2に対して

平成14年〇月、病気休暇を取ったことは明確に記憶している。当時提出した病気休暇願(平成14年〇月〇日から〇月〇日まで)(以下「本件情報2」という。)だけ開示されないのはおかしい。きちんとした処理をせずに、廃棄したもしくは廃棄したと言えは済むと考えているのではないか。

本件情報2の開示が無いため、この部分の病気休暇願の開示を求める。

(3) 本件決定3に対して

ア 平成16年度の職務専念義務免除願の一部(平成16年〇月〇日分、〇月〇日分、〇月〇日分)(以下「本件情報3」という。)の開示が無いため、この部分の開示を求める。

イ 休暇願のうち、夏期休暇願(平成15年分、平成16年分)(以下「本件情報4」という。)の開示が無いため、その開示を求める。

(4) 本件決定4に対して

実施機関は、自分の提出した届出書類を何らかの意図をもって、一般事務処理とは別の処理をしていたのではないかと思う。

年休整理簿、病気休暇願、職務専念義務免除願は5年保存であるため、平成15年度及び16年度のこれらの公文書を誤廃棄としたことは不法であり、そのようなずさんな処理に対して憤りを感じる。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報

報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求1から3までの各請求について、本件決定1から3までの各決定及び別表4の(か)欄を理由とした本件決定4を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定1から3までにより開示された別表1から3までの(お)欄に記載の各情報のほかに、開示決定が行われなかった本件情報1から4までの各情報の開示を求めるとともに、別表4の(お)欄に記載の公文書を誤廃棄としたことは不法であり認められず、本件決定4を取り消し、別表4の(お)欄の公文書に記載された情報(以下「本件情報5」という。)を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件情報1から4までの各情報の存否及び本件情報5の不存在を理由とした非開示決定の妥当性である。

3 本件情報1の存否について

- (1) 実施機関によると、当該情報は、異議申立人が研修を受講するために資質向上推進室に出勤した際の平成16年〇月〇日から〇月〇日までの勤務状況に関する情報であるところ、本件請求1における平成16年〇月〇日から同年〇月〇日までの出勤簿の状況を見分すると、押印や処理印の形跡はなく、空白になっている。校外研修の実施期間中、教員は在籍校を離れ、実施機関が所管する資質向上推進室において研修を受講するため、出勤簿は学校から資質向上推進室に送付されるが、校園通送によって出勤簿が資質向上推進室に届くまでの間は、便宜上、仮出勤簿に押印し、出勤簿が届いた後は、仮出勤簿の態様を転記することとしている。ところが、何らかの事情で学校に保管されている出勤簿が資質向上推進室へ送付されないまま放置され、仮出勤簿の態様が転記されなかったため、同期間の出勤簿は空白となっている。異議申立人に係る研修中の指導記録により、出勤簿及び休暇の勤怠は把握できるものの、仮出勤簿については現存していないとのことである。
- (2) 一方、異議申立人は、校外研修を受けていた資質向上推進室において、担当主任の指示に従って出勤簿ではなく仮出勤簿に押印していたので、自分の出勤簿に出勤した旨の記載がないのはおかしく、当時の出勤状況を示す本件情報1の開示が無いため、この部分の出勤簿の開示を求めると述べている。
- (3) ところで、大阪市立学校における公文書の管理に関し定めた学校文書規則第3条第3項において「公文書は、その所在及び処理状況を常に正確に把握しておかなければならない。」とされている。

当審議会が出勤簿を見分したところ、本件請求1の時点において、上記(1)の理由により、本来仮出勤簿から本件情報1が転記されるべき欄が空白であることを確認することができた。そこで、実施機関に対し、公文書である出勤簿の取扱いについて確認したところ、仮出勤簿を管理していた資質向上推進室では、出勤簿に仮出勤簿の態様である本件情報1を転記したか否かの確認を怠り、仮出勤簿の態様を出勤簿に転記するまで仮出勤簿を保管すべきであったにもかかわらず、保管せず廃棄したとのことである。

- (4) 上記(1)及び(3)から、異議申立人が校外研修を受けていた当時、実施機関では、公文書の所在及び処理状況を常に正確に把握する状況にはなく、公文書の取扱いについて学校文書規則の定めに従って事務処理を行っていなかったことが窺える。

そして、本件請求1を行った時点において、実施機関が平成16年〇月〇日から〇月〇日までの勤務状況に関し、出勤簿に仮出勤簿の態様を転記して出勤簿を完結文書とすることなく、転記処理されていない未完文書の状態で保管していたことは、当該出勤簿から明らかである。

これらの経緯に鑑みれば、実施機関が本件請求1に対して、平成16年〇月〇日から〇月〇日までの勤務状況を記していない出勤簿を開示することとした本件決定1は、結果として認めざるを得ない。しかしながら、当審議会としては、実施機関の上記のような事務処理を是認することはできない。

4 本件情報2から5までの各情報の存否について

- (1) 実施機関によると、当該各情報のうち本件情報2は、出勤簿や学校日誌と突合したところ、平成14年〇月〇日及び〇月〇日は出勤し、平成15年3月21日は祝日のため、異議申立人はそれぞれ病気休暇を取得していないことが明らかであったが、平成14年〇月〇日から〇月〇日までは病気休暇を取得しているにもかかわらず、当該病気休暇願は学校にて保存管理されていなかった。また、本件情報2から4までの各情報が記載された公文書について、在籍校の管理職や関係者に確認したところ、異議申立人以外の職員諸願届出書類は在籍校で保管されており、本件情報2から4までの各情報が記載された公文書は、何らかの事情で廃棄書類に混入し気付かないまま廃棄したか、口頭で承認し出勤簿等の処理をした後、学校が異議申立人の作成した病気休暇願の収受に至らないまま放置されていたか、いずれかであると考えられる。在籍校から当該各情報が記載された公文書が存在しないとの報告を受け、実施機関の職員である教職員人事担当の職員も在籍校に出向き、在籍校の職員とともに校内で何度も探索したが、当該各情報が記載された公文書は発見できなかった。本件情報5については、本件請求3を受けた後、〇〇小学校管理職に対し、異議申立人に係る年休整理簿及び既開示分を除く各種職員諸願届出書類の全てを提出するよう指示したところ、校内にて保管している年休整理簿及び職員諸願届出書類は、本件決定3により開示した別表3の(お)欄に記載の情報のみであることが判明した。管理職に事情を確認したところ、本来ならば平成21年4月以降に廃棄処理すべき本件情報5を含む書類を誤って平成20年4月までに廃棄してしまったのではないかとのことであり、本件情報2から4までの各情報と同様に、実施機関の職員である教職員人事担当の職員も学校に出向き、学校の職員とともに校内で何度も探索したが、平成15年度に係るこれらの勤怠関係の公文書は全て発見できなかった、とのことである。
- (2) 一方、異議申立人は、本件情報2から5までの各情報が記載された公文書は存在しないとの実施機関の主張に対して、平成14年〇月、病気休暇を取った記憶は明確にあることなどから、当時提出した病気休暇願の情報ははじめとした本件情報2から4までの各情報の開示を求めるとともに、本件情報5が記載された公文書は5年保存であるため、平成15年度及び16年度のこれらの公文書を誤廃棄としたことは不法であり、認められないと述べている。
- (3) ところで、保存文書の管理については、学校文書規則第21条において「校長は保存文書の目録を整備し、紛失その他の事故がないよう公文書を適切に管理しなけれ

ばならない。」とされている。また、公文書の保存期間については、同規則第 18 条において「文書の分類及び保存期間の基準は、別に定める文書分類表による。」とされており、文書分類表では、年休整理簿及び職員諸願届出書類の保存期間は 5 年とされている。さらに、同規則第 24 条第 1 項において「保存期間が満了する保存文書（保存期間が 1 年未満のものを除く。）は、校長が精査し、公文書規則第 6 条第 2 項に規定する目録（以下「簿冊廃棄目録」という。）を作成の上、廃棄の決定を行い、保存期間満了後速やかに、簿冊廃棄目録と照合の上、公文書の性質に応じて適切に廃棄しなければならない。」とされている。

そこで、当審議会が在籍校における公文書の管理について実施機関に確認したところ、在籍校では、保存文書及び簿冊廃棄の各目録を作成しておらず、学校文書規則第 21 条及び第 24 条第 1 項に定める事務処理を行うことなく、公文書の保存及び廃棄を行っていたとのことである。

- (4) 上記(1)及び(3)から、在籍校では、①公文書の所在及び処理状況を常に正確に把握する状況にはなかった、②休暇等について、異議申立人から職員諸願届出書類を収受する前に口頭で承認し処理した可能性があり、職員諸願届出書類の収受及び提出の確認を怠っていた、③保存文書や簿冊廃棄の各目録の作成及び整備を行っていなかった、④異議申立人以外の職員諸願届出書類は保管されていることから、公文書の作成及び保管の両面で学校文書規則に定められた事務処理を行っていなかったことが窺える。これらに加え、⑤当該各情報が記載された公文書の存在を立証できる公文書や在籍校の管理職及び関係者の証言がないことを考慮すると、実施機関が主張する上記(1)及び(3)の説明を覆すに足る特段の事情も認められず、実施機関が当該各情報を記載した公文書を保有していないとする決定については結果として認めざるを得ないが、今後、在籍校が学校文書規則に定められた公文書管理をするよう実施機関において徹底指導されたい。

5 公文書管理の適正化について

実施機関が公文書管理に関し、公文書条例、公文書規則及び学校文書規則で定められた事務処理を怠り、出勤簿への仮出勤簿の態様である本件情報 1 の転記漏れや本件情報 2 から 5 までの各情報が記載された公文書を保存期間満了前に誤って廃棄した可能性があるなど、公文書の所在及び処理状況等を把握していなかったことは、誠に遺憾である。仮に学校が異議申立人の作成した文書を収受するまでに至らなかった可能性があるとしても、文書収受の確認を怠り、そして異議申立人以外の職員諸願届出書類については在籍校で保管されているにもかかわらず、異議申立人分のみ何らかの事情で廃棄書類に混入し気付かないまま廃棄した可能性があるとする実施機関の対応は、極めてずさんであったと断ぜざるを得ない。

実施機関においては、今後、二度と同じような事態が起こることのないよう、公文書条例、公文書規則及び学校文書規則を遵守し、「公文書の所在場所及び処理状況の確認」、「保存文書や簿冊廃棄の各目録の作成及び整備」、「公文書廃棄時の保存期限の確認」及び「職員諸願届出書類の収受及び提出の確認体制」を徹底させるなど、公文書管理の適正化をより一層図られるよう強く要望する。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

別表1 本件請求1に対して、実施機関が行った開示決定について

(あ)	諮問	平成20年7月7日付け大市教委第1209号(平成20年度 諮問受理第3号)
(い)	決定	平成20年4月9日付け大市教委第348号による開示決定(本件決定1)
(う)	請求日	平成20年3月12日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	請求者にかかる出勤簿(H9年度～H16年度)(本件請求1)
(お)	開示請求に係る保有個人情報	請求者にかかる出勤簿(平成14年度～平成16年度)
(か)	本件決定1に対する異議申立てに係る保有個人情報	請求者にかかる出勤簿(平成16年〇月〇日から同年〇月末日までの勤務状況)(本件情報1)
(き)	担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当
(く)	異議申立て年月日	平成20年6月9日

別表2 本件請求2に対して、実施機関が行った開示決定について

(あ)	諮問	平成20年7月7日付け大市教委第1209号(平成20年度 諮問受理第3号)
(い)	決定	平成20年4月9日付け大市教委第350号による開示決定(本件決定2)
(う)	請求日	平成20年3月12日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	請求者にかかる病気休暇願及びその処理(〇〇小学校) H14. 〇. 〇の分 H14. 〇. 〇～〇. 〇の分 H15. 〇. 〇 リフレッシュ休暇願及びその処理 H14. 〇. 下旬 (本件請求2)
(お)	開示請求に係る保有個人情報	請求者に係る ・リフレッシュ特別休暇願(平成14年〇月〇日～平成14年〇月〇日) ・病気休暇願(平成14年〇月〇日、平成14年〇月〇日及び平成14年〇月〇日分)
(か)	本件決定2に対する異議申立てに係る保有個人情報	請求者にかかる病気休暇願(平成14年〇月〇日から同年〇月〇日まで) (本件情報2)
(き)	担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当
(く)	異議申立て年月日	平成20年6月9日

別表3 本件請求3に対して、実施機関が行った開示決定について

(あ)	諮問	平成20年10月20日付け大市教委第2113号 (平成20年度 諮問受理第8号)
(い)	決定	平成20年5月21日付け大市教委第733号による開示決定(本件決定3)
(う)	請求日	平成20年5月7日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	請求者にかかる 年休届 H15、16年度 休暇願い H15、16年度 既開示分を除く 職免願い H15、16年度 学校日誌の記載部分 H15、16年度 (本件請求3)
(お)	開示請求に係る保有個人情報	請求者にかかる以下の書類 ・年休整理簿(平成16年度) ・職務専念義務免除願(平成16年〇月〇日、平成16年〇月〇日及び平成16年〇月〇日分)
(か)	本件決定3に対する異議申立てに係る保有個人情報	請求者にかかる以下の書類 ・職務専念義務免除願(平成16年〇月〇日分、同年〇月〇日分、同年〇月〇日分)(本件情報3) ・夏期休暇願い(平成15年分、平成16年分)(本件情報4)
(き)	担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当
(く)	異議申立て年月日	平成20年7月31日

別表4 本件請求3に対して、実施機関が行った不存在による非開示決定について

(あ)	諮問	平成20年7月7日付け大市教委第1211号(平成20年度 諮問受理第2号)
(い)	決定	平成20年5月21日付け大市教委第734号による不存在による非開示決定(本件決定4)
(う)	請求日	平成20年5月7日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	請求者にかかる 年休届 H15、16年度 休暇願い H15、16年度 既開示分を除く 職免願い H15、16年度 学校日誌の記載部分 H15、16年度 (本件請求3)
(お)	開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項	請求者にかかる下記の書類(本件情報5) ・年休整理簿(H15年度) ・病気休暇願(H16.〇.〇及びH16.〇.〇) ・職務専念義務免除願(H16.〇.〇)
(か)	開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	保有個人情報が記録されている上記公文書は、5年保存であり、平成20年度末まで保存する必要があったが、誤廃棄のため保有していない。
(き)	担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当
(く)	異議申立て年月日	平成20年6月9日